

高知大学南溟寮

寮生規約



第二章	任務及び権限	十七
第三章	組	十八
第四章	選出及び任期	十九
第五章	補足	十九
旧制高知高等学校		二〇
昭和二年寮歌		二〇
昭和五年寮歌		二一
昭和九年寮歌		二一
慕南歌		二二
逍遙の歌		二三
高知大学豪気節		二三
大正十三年寮歌		二四
酉長の娘		二四
げに光陰は		二五
浅春		二六
橄欖匂ふ南国に		二六
見よ南溟の意気の子を		二七
春爛漫の小津の杜		二八
世に混迷のきざしあり		二九
昭和五十一年寮歌		三〇
暮れ行く秋は		三一
我城想		三二

# 高知大学南溟寮規約

施行  
改正

## 第一章 総 則

第一条 本学朝倉宿舎は高知大学南溟寮と称する。高知大学南溟寮は、高知県高知市朝倉丙252に置く。

第二条 高知大学南溟寮は一寮・二寮・三寮・四寮・五寮・六寮に分ける。

第三条 寮生は自治の精神を以て共同生活をなし健全なる学風発場の中心となることを期する。

第四条 寮生は寮に関する諸規則を守り、寮内の秩序風紀の維持につとめる。

第五条 本寮は自治寮たるを以てその運営は総て本寮々生に依り行われ本寮外の何らの干渉を受けず本寮の自治権の侵害は許さない。

## 第二章 組 織

### 第一節 綱 領

第六条 総則第三条、第四条、第五条の目的達成の為、次の機関を置く。

- 一、総務部
- 二、全寮々生大会
- 三、各寮々生大会
- 四、総代会議

昭和三一年十二月  
昭和三二年六月  
昭和三四年八月  
昭和三六年七月  
昭和三七年十一月  
昭和三八年十一月  
昭和三九年十一月  
昭和四〇年十一月  
昭和四一年十一月  
昭和四二年十一月  
昭和四三年十一月  
昭和四四年十一月  
昭和四五年十一月  
昭和四六年十一月  
昭和四七年十一月  
昭和四八年十一月  
昭和四九年十一月  
昭和五〇年十一月  
昭和五一年十一月  
昭和五二年十一月  
昭和五三年十一月  
昭和五四年十一月  
昭和五五年十一月  
昭和五六年十一月  
昭和五七年十一月  
昭和五八年十一月  
昭和五九年十一月  
昭和六〇年十一月  
昭和六一年十一月  
昭和六二年十一月  
昭和六三年十一月  
昭和六四年十一月  
昭和六五年十一月  
昭和六六年十一月  
昭和六七年十一月  
昭和六八年十一月  
昭和六九年十一月  
昭和七〇年十一月  
昭和七一年十一月  
昭和七二年十一月  
昭和七三年十一月  
昭和七四年十一月  
昭和七五年十一月  
昭和七六年十一月  
昭和七七年十一月  
昭和七八年十一月  
昭和七九年十一月  
昭和八〇年十一月  
昭和八一年十一月  
昭和八二年十一月  
昭和八三年十一月  
昭和八四年十一月  
昭和八五年十一月  
昭和八六年十一月  
昭和八七年十一月  
昭和八八年十一月  
昭和八九年十一月  
昭和九〇年十一月  
昭和九一年十一月  
昭和九二年十一月  
昭和九三年十一月  
昭和九四年十一月  
昭和九五年十一月  
昭和九六年十一月  
昭和九七年十一月  
昭和九八年十一月  
昭和九九年十一月  
令和元年十一月  
令和二年十一月  
令和三年十一月  
令和四年十一月  
令和五年十一月  
令和六年十一月  
令和七年十一月  
令和八年十一月  
令和九年十一月  
令和十年十一月  
令和十一年十一月  
令和十二年十一月  
令和十三年十一月  
令和十四年十一月  
令和十五年十一月  
令和十六年十一月  
令和十七年十一月  
令和十八年十一月  
令和十九年十一月  
令和二十年十一月

第七条 補助機関として次の委員・委員会を置く。

一、会計監査委員 二、選挙管理委員会 三、特別委員会

第八条 総務部には総務・副総務及び各寮々長を置く。

第九条 総務部は各自治組織の決議を施行する権限及び義務を有する。

第十条 総務は全寮諸般の事務を統轄し、各寮々長を統督し、秩序の維持及び綱紀粛正の責に任じ且つ寮及び総務部を代表する。尚、緊急を要する場合は独断により施行することが出来る。但し一週間以内に担当機関の承認を得なければならない。

第十一条 副総務は総務を補佐し、各部門の連絡、協調に努め、総務事故ある場合は、この職務を代行する。

第十二条 寮長は担当の各寮に於ける事務を統轄し、所属寮生を総轄し、総務の運営に支障なきようにする。

第十三条 総務・副総務及び寮長の任期は六カ月とする。但し、重任は妨げない。

第十四条 寮長は特別の事情ある限り、寮生大会の承認を以て辞職し得る。但し総務・副総務は事情の如何を問わず辞職し得ない。

## 第二二節 寮長会議

第十五条 寮長会議は総務部の会議で、寮内諸般の事務に関し協議決定する。

第十六条 寮長会議は左記の場合に総務が招集し、その議長に当る。

- 一、総務が必要と認めた場合
- 二、寮長の要求のある場合

第十七条 寮長会議において決議する場合は総務部による多数決とする。但し議長は決議に加わらない。

第十八条 一般寮生は寮長会議に出席傍聴することができる。但し都合によつては許可しないことがある。尚、決議、発言の権利は有しない。

第十九条 寮長会議は必要と認めた場合、特別委員会を指名して諮問することが出来る。

### 第三節 全寮寮生大会

第二十条 寮生大会は全寮生の会議であつて規約の改正その他重要事項を協議し、寮生大会の決議は最高の決議である。

第二十一条 総務は各年度の前後期に各一回定例大会を開く。又、次の場合、臨時大会を召集しこの議長に当る。但し大会の同意を以て議長を変更し得る。

- 一、寮長会議が召集を決議した場合
- 二、寮生総数の三分の一以上の賛同を得て総務に対して要求した場合
- 三、緊急且つ重要な事項と総務が判断した場合

第二十二条 寮生大会は寮生総数二分の一以上の出席を以て成立し、その決議は出席者数の過半数の賛成を要する。

第二十三条 外部の者の出席発言は寮生大会の承認を要する。

第二十四条 寮生大会は必要と認めた場合特別委員会を指名して諮問することが出来る。

#### 第四節 各寮寮生大会

第二十五条 当会議は各寮寮生で構成され、議長・書記は寮長がこれにあたる。

第二十六条 当会議は次の場合、寮長の権限により召集される。

- 一、寮生から要請があり、寮長が必要と認めた場合
- 二、その他寮長が必要と認めた場合

第二十七条 決定は各寮寮生の過半数の同意を以てする。

#### 第五節 総代会

第二十八条 総代会議は寮長会議から提出された議案の審議をする寮運営に関する諮問機関である。

第二十九条 総代会議は各寮より選出された総代及び総務、副総務により構成される。

第三十条 総代は各寮より四名選出され、原則として各回生より一名ずつ選出される。総代の任期は半年とし原則として重任は認めない。

第三十一条 総代会議の議長は総務が兼ね、左記の場合に議長が召集する。

- 一、議長が必要と認めた場合
- 二、寮長会議の要請がある場合
- 三、総代総数二分の一以上の説明要求がある場合

第二十二條 総代会議は構成員の三分の二以上の出席を以て成立し、その決議は出席者の過半数の賛同を要する。但し、総務・副総務は決議に加わらない。

第二十三條 総代会議は提出された議案に対し、出席者の過半数の賛同を以て寮長会議に再審要求することができる。寮長会議により再審された議案は総代会議を経ずして寮生大会に提出することができる。

第二十四條 退寮などの事情により総代に欠員を生じた場合は、一週間以内に同寮より補充しなければならぬ。

### 第三章 秩序風紀

#### 第一節 自治通則

第二十五條 門限は午後十時とする。

第二十六條 寮生は寮内の秩序風紀に関し、左の条項を恪守すること。

一、礼儀を重んじ静粛を旨とし、僚友の就学安眠を妨げないこと。

一、各自の室内を掃除し、常に室内の整頓と清潔とに注意すること。

一、節電に努め電燈は外出、就寝その他無用の際は必ず消燈し、許可のない、コンセントから直接電源とする電気機器やテレビ、冷暖房機器、据え置き型のゲーム機、冷蔵庫、四十ワットを超える電化製品は使用しないこと。また、コンセントから充電式でも、学業に関係のない電化製品は使用してはいけない。なお、例外につ



いては別紙の許可一覧を参照。

一、室内にての飲酒は他人に迷惑をかけない程度にすること。

一、寮内の建物、備品等を濫りに破損又は移転しないこと（尚、食堂備品も含む）。

一、火災の虞のない様に各自廠に注意すること。

一、私用を以て用務員を使役しないこと。

一、盗難に対しては、各自廠に警戒し、貴重品の預入、戸締り等を完全にすること。

盗難にあった時には直ちにその旨を寮長に申し出て寮長は総務に報告すること。

一、一週間以上に亘る外泊者ある場合、寮長は総務に届出ること。

一、洗濯機の使用は夜十二時までとする。

一、消火器を不当に使用しないこと。

一、その他寮内の秩序風紀を乱す行為を禁じる。

第二十六条の二 前条に定める秩序風紀の維持に関する条項は別に定める。

## 第二節 罰 則

第二十七条 寮生であつて本規約に背き、その本分に悖る者がいた場合、総務部役員はその者に忠告を加え、尚改めない時は寮長会議の決議によつて適当な罰則を加える。

第二十八条 罰則は叱責、氏名公表、物品の没収、退寮とする。尚退寮処分を受けた者の再入舎は認めない。

第三十九条 次の事項に関しては退寮処分にする。

一、夜間十時以後、早朝五時迄に女性を寮敷地内に立入らせたる場合。但し、総務部が止むを得ないと認めた場合に関しては、処分を再考する。

一、寮敷地内で、女性と性行を行った場合。

一、三ヶ月寮費を滞納した場合。

一、寮の名譽を著しく傷つけたる場合

第四十条 暴力行為に関しては厳に慎みこれを犯したる場合、その判断処置は総務部に一任し、

第三十七条を適用し適当な罰則を加える。但し暴力行為のみならず、脅迫行為及び恐喝行為その他を含む。

第四十一条 濫りに寮内の備品を破損した場合は破損物の市価を十日以内に弁償させ、尚弁償な

き場合事情を添えて家庭督促の上第三十七条を適用する。破損者不明の場合は該当寮生の連帯責任とする。

第四十二条 食事に関して不正行為ありたる時は総務部の決議を経て適当な代償を徴収し、なお処罰を加える。

第四十三条 総務部役員は寮費滞納者に対して滞納金支払いの催促及び忠告を行い所定の処置をとる。尚これらの処置にもかかわらず改善されない場合、第三十七条をもって適当な罰則を加える。

第三節 入、退寮、寮外生

第四十四条 入舎に関しては次の通りとする。

一、入舎を希望する者は総務の下に入舎願を提出し、許可の公表を受けた日より一週間以内に入舎金を納入し、入舎しなければならない。ただし、再入舎するものの入舎金は必要としない。

一、中途入舎に関しては総務部の判断により対処する。

一、自主退寮した者の再入舎に関しては、寮生の総意に基づき決議する。

一、新年度の入舎は原則として新一回生（学部生）とし、これに即さぬ者の入舎に関しては総務部の判断により対処する。

第四十五条 寮生は寮食を就るを原則とする。

第四十六条 退寮せんとする者は規定の手続きを履行すること。

第四十七条 寮外生で寮内の風紀秩序を乱す者は寮の制裁権を発動する。

第四十八条 宿泊者で風紀秩序を乱す者があつた場合、宿泊せしめた者も連帯責任を負う。

第四章 リコール

第四十九条 総て総務部役員をリコールする機関は寮生大会、寮長会議である。

第五十条 寮生大会に於ける全寮生の三分の一以上の賛同によつて、正副総務、寮長のリコールが成立する。

第五十一条 各寮々生は所属寮長が不信任の時、三分の一以上の賛同を得て、寮長会議に申請し、その多数決によつて所属寮長のリコールが成立する。

第五十二条 リコールは総て理想を仰ぐ者の相互の公明な理解と広く深い洞察の上に立つて行われべきものである。従つてリコールが成立した時は責任者がその理由、経過を全寮生に告示する。

## 第五章 各部規約

### 第一節 炊事部規約

第五十三条 炊事部は次の任務に当たる。

一、納入物品の授受監督

一、傭人監督

一、給食管理

一、その他の炊事に関する一切の事務

第五十四条 就、欠食に関する規定

一、欠食者は前週の木曜日までにその旨所定の手続きをとること。

一、欠食は連続三食以上でなければ之を認めない。尚、一食連続欠食も認めない。

一、規定の形式による欠食者には該当日数の食費を払い戻す。

第五十五条 病氣或いはその他の事情により特別の食事を要するものは寮長の承認を経て賄方に申

し出ること。

第二節 会計部規約

第五十六条 会計部は金銭日計表の統計、納品書の整理を行う。

第五十七条 就食者は食費、経常費、電気料、総務部費を、原則として毎月就食前に支払うものとする。

第五十八条 停食期間中といえども経常費、電気料、総務部費を支払うものとする。

第五十九条 寮運営上必要である臨時の金額の徴収、入舎金、食器代の値上げ及び諸費の値下げは寮長会議の承認により実施できる

第六十条 継続的な勘定科目の新設並びに入舎金、食器代を除く諸費の値上げは規定の手続きを通し、寮生大会の承認を要する。

第六十一条 会計部は毎月十五日迄に会計監査委員の監査を経て前月間の収支を報告し、提示公開しなければならない。

第六十二条 会計部は緊急を要する場合、総務の承認を経て金銭を支出し得る。

第六十三条 立替金貸出は総務の許可を要し、会計部は必要に応じて立替金の貸出停止を総務に報告し得る。

第三節 管理部規約

第六十四条 管理部は次の任務に当る。

一、消火器具及び共用備品の管理

一、諸設備面の充実のための調査活動

一、破損箇所の設備

一、消防演習

一、寮内販売及び電話の管理

一、自転車駐輪場・バイク駐輪場の管理

第六十五条 寮内の備品は寮生に限り利用することができる。

第六十六条 右の備品を破損又は紛失した場合、実費を徴収する。

#### 第四節 厚生部規約

第六十七条 厚生部は寮生の保健、衛生に注意し、更に寮生活に便宜を与える諸策を推進する。

第六十八条 厚生部は薬品の購入に当り、又薬品を管理する。

第六十九条 厚生部は次の任務に当る。

一、寮内大掃除（春・秋二回）の主催

一、家庭教師などのアルバイトの斡旋

一、年二回の疾病調査

第七十条 薬品は寮生に限り利用し得る。

第五節 文化部規約

第七十一条 文化部は左の如き活動をなし、寮の文化的向上並びに精神的協調と親和を計る。

一、新入生歓迎コンパ、卒業生送別コンパ

一、図書館の管理

一、寮祭、観月会及び文化的催物の協力援助

一、寮内文化系サークルの援助育成

第六節 体育部規約

第七十二条 体育部は次の任務に当る。

一、スポーツ大会、その他体育関係の催物の主催

一、運動器具の管理

一、寮内体育系サークルの援助育成

一、娯楽室の管理

第七十三条 体育器具は原則として寮生に限り利用することができる。

第七十四条 体育器具を破損又は紛失した場合、実費を徴収する。

第六章 規約改正

第七十五条 本規約を改正しようとするときは総務部に於いて発議し、寮長会議の決議を経て、更

に寮生大会に於いて、三分の二以上の承認を必要とする。以上の承認を得たとき、総務はこれを告示し、即日効力を発する。軽微な文言等の修正については、総務に一任する。総務はこれを告示し、即日効力を発する。

#### 第七章 寮 非常心得

第七十六条 寮に於いて非常事態発生の際は総務部役員の指示に従って敏速に対処しなければならない。

#### 第八章 補 足

第七十七条 この規約は令和六年六月十三日より効力を発する。

### 附。選挙規定

#### 第一章 総 則

第一条 本規定は総務、副総務及び寮長の選挙についてこれを適用する。

第二条 選挙に関する事務は選挙管理委員会がこれを管理する。



## 第二章 選挙及び被選挙権

第三条 寮生は総て選挙権を有する。但し新年度入寮生を除く選挙直前満三ヶ月以上在寮していないもの及び本寮の規定により処罰されたものは処罰されてより満六ヶ月以内は此の限りでない。

第四条 寮生は被選挙権を有する。但し新年度入寮生を除く選挙直前満三ヶ月以上在寮していないもの及び本寮の規定により処罰されたものは処罰されてより満六ヶ月以内は此の限りでない。

## 第三章 選挙管理委員会

第五条 選挙管理委員会は委員長と委員五名を以て構成される。委員長は総務の指名による。委員は委員長がこれを指名する。

第六条 選挙管理委員長は選挙期間の公示と同時に管理委員の指名を公示する。

第七条 選挙管理委員長及び管理委員はその任期中選挙運動をしてはならない。又立候補者責任者となることが出来ない。

第八条 選挙管理委員会はその主催する演説会を少なくとも一回開かねばならない。

第九条 選挙管理委員会は選挙人名簿を選挙期日公示現在で作成し、これを縦覧に供する。

第十条 選挙管理委員長及び委員は投票権を有しない。

第十一条 選挙管理委員会は当該事務に関する記録をとり、これを保存しなければならない。

#### 第四章 選挙期日投票及び開票

第十二条 選挙期日及び選挙方法は選挙の日より七日以前に選挙管理委員長がこれを公示する。

第十三条 選挙は選挙管理委員長が選挙場を定め選挙管理委員会立会のもとにこれを行う。

第十四条 選挙は投票によりこれを行う。選挙は一人一票に限る。

第十五条 選挙は選挙管理委員長の捺印した所定の用紙を用いる。

第十六条 選挙人は投票の際選挙人名簿に捺印する。

第十七条 投票は無記名とし選挙人自ら所定の投票箱に投票する。代理投票はこれを認めない。

第十八条 開票は選挙管理委員会がこれを行う。各候補者の責任者の立会はこれを認める。

第十九条 投票の効力は開票立会人の意見を聞き管理委員会がこれを決する。

第二十条 左の投票は無効とする。

一、正規の投票用紙を用いないもの。

二、候補者の誰を選んだのか確認し難いもの。

三、候補者氏名その他に不必要な事項を記載したもの。

#### 第五章 再選挙

第二十一条 選挙に不正があった時は寮生の三分の一以上の要求があれば選挙管理委員会はその選

挙を無効とし、再選挙を行う。

第二十二條 棄権が選挙人総数の過半数に達する時は再選挙を行う。

第二十三條 得票数が同じ場合、得票数の同じ立候補者間で決勝投票を行う。

## 第六章 立候補者

第二十四條 立候補者締切日は選挙三日前とし、選挙管理委員長は立候補届受理期間を選挙期日と共に公示する。

第二十五條 立候補受理期間は一週間とする。

第二十六條 立候補者は受理期間中に立候補届を選挙管理委員会に提出しなければならない。右届出者には左の事項を明記する。

一、立候補者氏名及び捺印

二、責任者氏名及び捺印

第二十七條 立候補者は届出と同時に選挙運動を行うことができる。

第二十八條 選挙管理委員会は締切と同時に立候補者氏名を公示しなければならない。

## 第七章 当選

第二十九條 選挙に於いて有効投票の多数を得たものを以て当選人とする。

第三十條 第二十三条による決選投票の結果、再度同じ結果になった時は選挙管理委員会に於い

て管理委員長が抽選で当選者を決定する。  
第二十一条 立候補者が一名の場合は信任投票を行い、その過半数の支持を得た時、当選する。  
第二十二条 当選人は特別な事情のない限り辞退できない。

#### 第八章 補 足

第二十三条 この規定の改正は寮生規約第七十五条を準則する。  
第二十四条 この規定は平成十六年十一月二十六日より効力を発する。

### 附。会計監査委員規定

#### 第一章 総 則

第一条 会計監査委員は総務部とは独立して存在する監査機関である。(以下会計監査委員を  
監査委員と呼ぶ)

#### 第二章 任務及び権限

第二条 監査委員は総ての寮会計の監査に当り、又会計に関する寮運営の調査を行う権限を有  
し、且つ公正にこれを行う義務を有する。

第三条 監査委員は毎月及び会計年度の結果を寮生に公示しなければならない。

第四条 第一条に基づく調査の権限は前任の寮役員に対しても遡及してこれを行使することができる。

第五条 監査委員はその事務に関する記録を行い、これを保存し、寮生の要求あつた時は呈示せねばならない。

第六条 監査委員は寮運営に必要な諸物品の価格を調査し、取引の際、不相当と認めたる場合総務部に対し勧告する義務を有する。

第七条 監査委員は寮会計の不正及びこれに類する行為を認めたる場合、監査委員の判断により寮生大会を招集し、査問委員会に附し適当なる処罰を加える。注（査問委員会は監査委員及び寮生大会に於いて推薦指名される5名を以て構成する。）

### 第三章 組 織

第八条 監査委員は委員一名によつて構成する。

第九条 委員は監査委員の事務を統轄しこれを代表する。

### 第四章 選出及び任期

第十条 監査委員の選出は立候補による選挙制を原則とし、補欠のある時は寮生大会の指名による。

第十一条 監査委員の任期は一年とし、交代期は六月とする。

第十二条 監査委員のリコールは寮生規約第四十九条を準則する。

第十三条 監査委員の辞職は総務部への辞表提出、寮生大会の承認を得たる後、これに認められる。

第十四条 監査委員が辞職またはリコールされた場合、直ちに後任委員を選出しなければならない。後任委員の任期は前委員の任期の残余とする。

第十五条 監査委員に欠員を生じた場合は直ちにこれを補充しなければならない。この場合補充の任期は前任者の残余とする。

第十六条 総て寮生は監査委員になる資格を有する。但し新年度新入寮生を除く就任直前引き続き満三ヶ月以上在寮していない者及び総務部より処罰を受けて六ヶ月以上経ない者はその資格を有しない。

## 第五章 補 足

第十七条 この規定の改正は寮生規約第七十五条を準則する。

第十八条 この規定は平成十六年十一月二十六日より効力を発する。

旧制高知高等学校校歌

松野 仁 作詞

自由の空に寄す南溟の

永久なる浪の響き

常夏の地や健依別の

熱き血潮は流れて尽きず

独創進取は命の光

生くるは未来、未来

輝く眸啓示はなんぞ

真理の把持は我等が理想

溢るる力秘めたる抱負

誓は堅し見よや

古城のほとり輝く臺

高知、高知ああ我が母校

昭和二年寮歌

海野 稔 作詞

求めて止まぬ人の世の

真理の瑩を尋ねんと

行路は遠し海越えて

大鯨潮の吹くところ

緑色濃き南溟の

自由の殿堂に集い寄る

月の桂の花蔭に

同じ理想に慕い来る

三歳を契る覇旅の子と

今宵饗食に共存の

愛の美酒を盃に

若き悩を語らずや

嗚呼南国の陽も落ちて

黄昏包む我涙舎

自治の燈火に真理説く

古哲の教繙けば

雄津原頭を吹く風に

偉人の啓示我は聞く

昭和五年寮歌

長尾 孫尾 作詞

時の流れに舟浮かべ

情の調かなでつつ

果なき旅に出でしより

ここに二十の齡経ぬ

ああ太平洋に日は沈み

この白浜の夕月の

淡き光の照らす時

桂の香身に迫る

夢と宴に時を過ぎ

はや七度の秋のきて

今日感嘆の意気の児が

ああよろこびを君よ聴け

昭和九年寮歌

藤田 増平 作詞

巨浪逆巻くわだつみに

時移ろいて幾春ぞ

花紅に燃えおれど

凋落裡に秘むかな

仰げば高き白雲の

遙けき理想、混濁の

世はさらばあれ、満身に

たぎる血潮を誰か知る

夏草茂る其の上の

城の高処に佇みて

海をのぞめば永久の

詩聖の言に涙湧く



慕 南 歌

海 野 稔 作詞

思い出そは麗はし

我がのペリカンのごと血もて

この思ひ出をはぐくまん

春は弥生の花影に

潮の香高き美国

古城の陵やあの町に

頭に白き二条を

誇りし頃のけがれなき

真白き心帰り来ず

あの日、あの宵

あの南に過ぎし

あの空、あの洋

あの南に青き

琥珀の酒に月浮かべ

桂浜辺に焚火して

輪舞に更けしかの宵の

熱き血潮も今冷えて

暮れ行かんとする青春の

心に迫る暗き影

(以下前に同じ)

学童の影にたたずみて

銀杏の梢仰ぐ時

青く光れる大空に

双手を延べて幾度か

希望の歌をうたひてし

南の空ぞ慕はるる

(以下前に同じ)

逍遙の歌 (大正十五年)

佐山 敏 作詞

静けき小島よかぐはしく

微睡む夢よ檳榔樹

時の丸太船の漂へば

「思想」の豎琴かきならし

木魂よ我と遊ばなん

春よ花蔭ゆらめきて

燭の灯くゆる玉楼に

上樓の夢さめやらす

快樂の台しのびいて

タスカン切にしのおかな

銀河よ神秘につぶやきて

鷲の峯狭霧ににぶれゆく

ああ秋星斗に吟ずれば

ワイマアの森匂ふかな

印象よ魂よ感激よ

高知大学豪気節

一つとせ

一人のあの娘が恋しけりや

潮吹く鯨で気をはらせ

そいつは豪気だね

二つとせ

ふるさと忘りよか若き身に

桂の浜に星がとぶ……

三つとせ

南のお国は土佐の国

革命と自由の生れし地……

四つとせ

よしあしさわぐはやぼな奴

飲めや歌へやはね廻れ……

五つとせ

意気は尊い血は燃ゆる

黒い女にやしたわれる……

六つとせ

無意にやすごさぬ四年の

元気は御国の宝なり……

七つとせ

ないちやいけない気が弱い

二十世紀にほゆる身が

八つとせ

やさしい心もないじやない

浦戸の浜になく千鳥……

九つとせ

この浜よせる大浪は

カリホルニヤの岸をうつ

十つとせ

時は永劫じや常夏の

土佐の男の腕にいき……

## 大正十三年寮歌

人絢爛の美にただれ  
世は混沌の夢を追う  
百歳の計を慮い児等  
来りて結べ雄津ヶ原

遙に指せば南溟の

巨浪の送る覇氣に入れ

為すある秋をしのびつつ

四歳の雌伏なさんかな

去就の岐路に踏み迷う

人幾億の尊きに

我等はなさん人の世の

理想の偉業建設を

## 酉長の娘

余田 弦彦 作詞

昨日山で見た酉長の娘

今日は何処でダクダク踊り

踊り踊って夜明かしや

明日はバナナの下で寝る

赤道直下のマーシャル諸島

椰子の葉蔭でダクダク踊り

踊り知らない人は嫌い

誰がお嫁に行くものか

ユーカーリ茂れるインダス川で

椰子の葉蔭にバナナは実りや

娘踊れやだくだく踊れ

明日は天気か夕日が赤い

げに光陰は（昭和十年）

辻 中 一 二 三 作詞

一、げに光陰は夢に似て

春秋流れ十二年

雄津原頭に苔むすも

永久に変わらぬ自治の燈や

二、高なる血潮青春の

意気と活路の凝る処

清くも例へん白玉の

ここ南溟の一聖地

三、莊子易水の風と去り

人燎爛の夢に酔ふ

妖雲深く垂れこめば

悲歌の彼方に流れ来る

四、あゝ驂鸞の夢深く

弧霞揺曳にとざされし

朝の静寂ゆらぎては

此処人生の朝ぼらけ

五、迷へる民を救はんと

右手に降魔の利剣もて

今中原に鹿を追ふ

健児が理想いや高し

浅春（昭和十五年）

初春の訪れに  
別離の日は迫りぬ  
夜半にふと目覚むれば  
居待の月明淡し

ゆう去れば遠近人  
ゆかしの友慕ひて  
よもやまの話賑はひ  
幾夜さかて経にけり

故郷の山河の  
しりへ消えゆく見れば  
猛き心何時しか  
双の眼涙こぼれぬ

橄欖匂ふ南国に（昭和一七年）

安光 公太郎 作詞

橄欖匂ふ南国に  
高き理想に憧憬れつ  
雄津ヶ原辺に若き児は  
真理の燭火掲ぐなり

大鵬潜み飛竜棲み  
時到りなば蒼穹を  
天翔けるてふ南溟に  
此伏の時期よ幾年ぞ

北に南に我が友は  
醜の御楯を征き行く  
我等立たずは誰か亦  
混沌の世を如何せむ

見よ南溟の意気の児を

(昭和四十三年)

緒方 優 作詞

一、有為転変の世の過ぎて

名こそ変れ大学と

先賢の誇りなる

伝統を受け継ぎて

自由の土佐に意気はかん

自由の空に意気はかん

二、常盤木茂る高坂城

初夏の太陽を全身に受けて

闊歩する城豪に

流れくる慕南歌に

ああ先哲の夢ぞきく

三、夜霧が五寮を包む頃

酒宴に酔し意気の子が

乱舞する寮内に

湧き出づる鯨波の声

天神地神に届けなむ

四、強者共の飲む酒は

桂浜の大波が

月影を飲む如く

豪快にくみ交わし

現実の喧騒物とせず

五、省略

六、南よ土佐よ黒潮よ

春の弥生に花吹雪

友と散る四方の地に

栄えある明日のため

我等が城を去り行かん

我等が城を去り行かん  
君知るやこの意気を  
君知るや南溟寮

春爛漫の小津の杜（昭和四十五年）

愛内敬悟 作詞

一、春爛漫の小津の杜

集いし児等は久遠なる  
学びの意志を抱きたる  
真の理想究めんと  
語らうことぞ響きある

三、秋名月の桂浜

寄する碧波を見に受けて  
豪気の気概我は知る  
真の意気を培って  
怒とうの未来にはばたかん

二、夏緑陰の高坂城

紫雲の空の流転より  
高き希望に燃え上がる  
真の人生求めんと  
思惟することぞ尊けれ

四、春夏秋冬廻り来て

今巢立ちゆく学び舎は  
温故知新の気風あり  
観城楼に月さして  
自治と伝統守りゆく  
ああ南溟の意気見せむ

世に混迷のきざしあり（昭和四十六年）

竹内 章介 作詞

一、世に混迷のきざしあり  
人に道無き時来れど  
真に人のつながりを  
思うますらを集い寄り  
共に抱ける青春の  
たぎる血潮を燃やす時  
赤く染まりし中天に  
城とそびゆる南溟寮

二、たたれし酒に感涙を  
落として想う此時を  
理想とは何ぞ人の世の  
碧々と澄む大空へ  
喜怒哀楽も寂愁も  
歌わん共に高らかに  
超かに越えて結ばんや  
友の情を南溟に



昭和五十一年度寮歌

山崎健次 作詞

一、真青なる南の空に

きょうの日も感激の曲  
誇らかに歌いて歩む  
若き子よ胸に理想の  
灯をともしせかし

三、暮れなずむ山の端近く

日は落ちて茜に染まる  
西空に弦月いつか  
浮かびきて郷愁の  
秋風さむし

二、逝く春を惜しめど尽きぬ

名残りに五月の空に  
舞うという散る花片の  
一片を浮かべて汲めは  
ほろ苦き酒

四、結ばれし運命の糸の

解きがたく去りての後も  
忘れじな君と過ごせし  
南溟の夢幻の如  
過ぎし日

暮れ行く秋は (昭和五十二年)

鈴木宏 作詞

一、暮れゆく秋は物悲しく  
我が胸静かに涙して  
幾歳月の思いをば  
秘かに詩をつづるなり

三、もみじ散る散る鏡川辺に  
一人さまよい聞く音に  
我れ人生のはかなさを  
知るがご時のこの秋なり

二、あゝ南溟は永遠なると  
血気盛んの若人が  
肩組み合いて飲む酒に  
更けゆく夜を知る由なし

四、夜空に輝く烏帽子の光  
まばたきほのかに空を染め  
この感激をストームに  
託さん共に声高く

我城想 (昭和五十七年)

高橋久徳 作詞

一、 臯月の日 その青空に

若き血潮は燃えさかり

肩くみて たたえあう

熱き絆を 我は知る

三、 我来たり 君来たり

此処南溟は秋来たり

語らひてくみかわす

星砂に映える月観酒

二、 岩をうつ 黒潮の

碎ける波の激しきで

友と舞うこの時に

我らが魂は 響きたり

四、 城としてこの学び舎で

四年の日々を過ごしたる

この心 この意気を

永久なるものに託さなん

永久なるものに託さなん